

令和6年美浦村告示第107号

次の業務について、企画提案競技に係る手続き開始にあたり参加希望者の募集を行うので、次のとおり公告する。

令和6年11月5日

美浦村長 中島 栄

1 業務概要

- (1)業務名 R07～R09美浦村外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務
- (2)日 程 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
- (3)提出場所の名称及び所在地
 - 名 称 美浦村教育委員会 学校教育課
 - 所在地 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

2 業務の目的

美浦村立小中学校、幼稚園及び保育所に外国語指導助手（ALT）を配置し、それぞれの学年に応じた国際教育や外国語科・外国語活動を通して、幼児、児童及び生徒がきた外国語に触れる機会を一層充実することで、国際理解教育の推進や英語でのコミュニケーション能力の向上を目指し、英語教育の一層の充実に寄与することを目的とする。

3 業務の範囲

別紙、R07～R09美浦村外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務仕様書による。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。また、業務協力予定者についても、以下の要件のうち(1)から(4)を満たしていることを条件とする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく美浦村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4)美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年美浦村告示第94号。以

下「要綱」という。)別表の措置要件のいずれかに該当したため、要綱第3条第1項及び第2項の規定により競争入札参加資格を有しないとする期間を定められ、その期間内にある者でないこと。

- (5)過去3年以内に本案件と同種類及び同規模の業務を元請として受託し、契約を履行完了した実績がある者であること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満1年間を経過している者であること。
- (6)美浦村との姉妹都市契約締結を予定している、フィリピン共和国コルドバ町と連携した事業展開が可能である者。

《美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表》

措 置 要 件
1 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。
2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために暴力団等を利用したと認められるとき。
3 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。
4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 暴力団等が所有、経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社との下請契約、原材料等の購入又は産業廃棄物処理施設を利用したと認められるとき。
6 暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合の発注者への報告、警察への届出義務を怠ったと認められるとき。
7 建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する美浦村の指示に従わなかったと認められるとき。

5 参加要領

別紙、R07～R09美浦村外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務公募型プロポーザル実施要領による。

6 窓口および連絡先

(1)担当課

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

美浦村教育委員会 学校教育課

電話 029-885-0340 FAX 029-885-4953

電子メール gakkou@vill.miho.lg.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年11月5日(火)から令和7年1月10日(金)まで。

美浦村のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.vill.miho.lg.jp/>

(3)参加意思確認申請書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年11月20日(水)17時必着。

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送信書の郵送に適する方法とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和7年1月10日(金)17時必着。

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送信書の郵送に適する方法とする。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 手続きに関する書類は返却しない。

(3) 手続きに関する経費は参加者が負担すること。